申請前にチェックしよう!住宅防火の重要ポイント

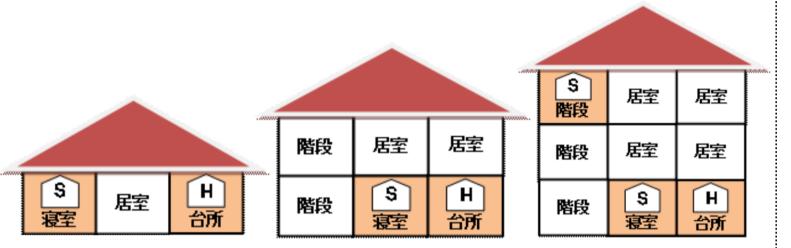
建築計画や建築確認申 請書の作成などの際の 最終チェックとして活 用してください。

:煙式又は熱式

住宅用防災機器						
項目		内容	チェック欄			
設置場所	<u>寝室、台所及び階段に住宅用防災機器が設けられていますか?(設置例参照)</u>					
	階段 (踊場)	<u>寝室がある階の階段に住宅用防災機器が設けられていますか?(避難階にあるものを除く)</u>				
		寝室がある階から下方に数えた階数が2である階の階段に住宅用防災機器が設けられていますか?				
種類	寝室・階段	寝室・階段 寝室及び階段には「煙式」が設けられていますか?				
	台所には「熱式」又は「煙式」が設けられていますか? (※調理時の煙等に反応するため、「熱式」をおすすめしています。)					
その他	警報器を設置する必要がなかった階で居室(7㎡以上)が5以上ある場合は、当該階の廊下又は階段上端に住宅 用防災機器が設けられていますか?					

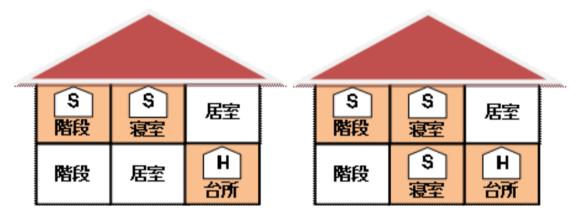
1階に寝室がある場合

設置例



設置場所は ⇒ <u>「寝室」「台所」</u> **※3階建てのみ「3階階段」にも必要** 2階に寝室がある場合

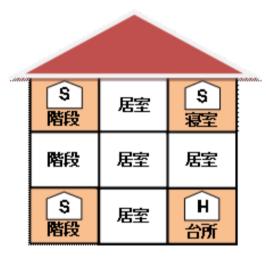
【凡例】



5〕:煙式

設置場所は ⇒ 「寝室」「台所」「2階階段」

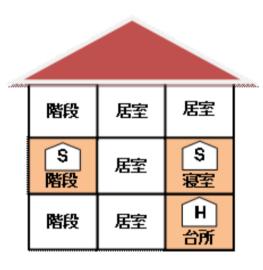
3階に寝室がある場合

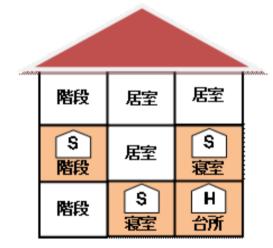


	S 階段	居室	S 霆			
	階段	居室	居室			
	S 階段	S 整	出納			

設置場所は ⇒ 「寝室」「台所」「1・3階階段」

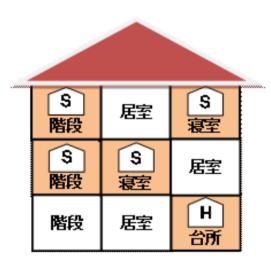
3階に寝室がない場合



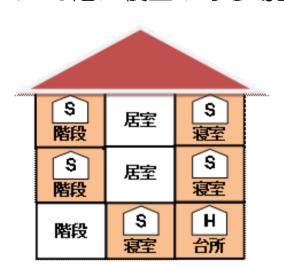


設置場所は ⇒「寝室」「台所」「2階階段」

2・3階に寝室がある場合



1~3階に寝室がある場合



設置場所は ⇒ 「寝室」「台所」「2・3階階段」

寝室の無い階に7㎡以上の居室が5以上ある場合



設置場所は ⇒<u>「台所」「**階段**」</u>



		代 替 進 入 口				
項目	P			チェック欄		
構造	開口部の大きさは直径1m以上の円が内接することができる開口部(又は幅75cm及び高さ1.2m以上の開口部) となっていますか?					
	床面から開口部下端までの高さは1.2m以下となっていますか?					
	開口部は、内部から容易に避難できる構造となっており、かつ、外部より開放又は容易に破壊し進入できるものとなっていますか?					
	開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されるよう計画していますか?					
	手摺 進入口までの経路に手摺等を設ける場合、手摺高さは床面から1.2m以下となっていますか?					
	開口部に用いるガラスは、下 か? ガラス	開口部に用いるガラスは、下表の左欄の種別に応じ、同表右欄に規定する厚さ以下となっています ?				
	復贈刀フスに合わせ刀フスを	引いていませんか? スに合わせガラスを用いることはできません。)				
その他	確認申請書に開口部詳細(寸法・ガラス種別・厚み等)の記入漏れはありませんか?					
	代替進入口にシャッターやシャッター雨戸な	どを用いていませんか?				
	建具平面図と建具表の内容に相違がありませんか?					
種別	ガラスの種類	ガラスの	の 厚 み等			
クレセント付きの開口部	 ・フロート板ガラス (JIS R 3202) ・磨き板ガラス (JIS R 3202) ・型板ガラス (JIS R3203) ・熱線吸収板ガラス (JIS R 3208) ・熱線反射ガラス (JIS R 3221) ・強化ガラス (JIS R 3206) 	・6mm以下のもの・5mm以下のもの	・左欄の種別及び厚みに適合する低放 射ガラスを用いる場合は、薄膜 ^{注1} の 形成により、基板(板ガラス)の強度 を変えないもの			
	・耐熱板ガラス ・網入り板ガラス(JIS R 3204)	・6.8mm以下のもの。ただし、破壊作業 のできる足場 ^{注2} が設けられている開口 部にあっては、10mm以下のもの				
	・線入りガラス(JIS R3204)					
	上記各種の板ガラスを使用するもの ・複層ガラス(JIS R 3209)	・上記内容(網入り板ガラス及び線入り板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。)の例により設けるもので、重ねる板ガラスの数が2のもの				
	・合わせガラス(JIS R 3205)	次に掲げるもの ・フロート板ガラス6mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚 0.76mm)以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス ・網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス 破壊作業のできる足場 ^{注2} が設けられている場合にあっては、次に掲げるもの・フロート板ガラス5mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚 1.52mm)以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス ・網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス ・フロート板ガラス3mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚 1.52mm)以下+型板ガラス4mm以下の合わせガラス				
はめ殺しの開口部	 ・フロート板ガラス (JIS R 3202) ・磨き板ガラス (JIS R 3202) ・型板ガラス (JIS R3203) ・熱線吸収板ガラス (JIS R 3208) ・熱線反射ガラス (JIS R 3221) ・強化ガラス (JIS R 3206) 	・6mm以下のもの・5mm以下のもの	・左欄の種別及び厚みに適合する低 射ガラスを用いる場合は、薄膜 ^{注10} 形成により、基板(板ガラス)の強 を変えないもの			
	・耐熱板ガラス 上記各種の板ガラスを使用するもの ・複層ガラス(JIS R 3209)	・上記内容の例により設けるもので、重ねる板ガラスの数が2のもの		か		

注1:薄膜とは、基板(板ガラス)の表面に光学膜をパイロティック製法(ガラス製造工程において基板に金属(酸化すず) の薄膜 (膜厚:約350nm)を形成)又はスパッタリング製法(製造された基板に金属の薄膜(酸化亜鉛・銀)の薄膜(膜厚:約179 nm)を形成)により製膜するもの。

注2:破壊作業のできる足場とは、ガラスを使用した開口部の外部に設けられたバルコニーで次に適合するものをいう。

- ア 奥行きが60cm以上であり、かつ、幅が当該開口部の幅以上であること
- イ バルコニーの手すり高さは1.2m以下であること
- ウ 消防隊がその上部で行う破壊作業に耐えうる構造であること

